

食品缶詰の表示に関する公正競争規約施行規則

昭和50年1月27日公正取引委員会承認
令和8年1月30日改正

(指定食品)

第1条 食品缶詰の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第2条第1項に規定する「食品缶詰の表示に関する公正競争規約施行規則で指定した食品」とは、ジャム、マーマレード、つくだ煮、くん製品、塩蔵品その他これらに類するものをいう。

(容器包装)

第2条 規約第3条の食品缶詰の容器包装のうち、容器とは缶又はびんをいい、包装とは1個ごとの包装紙又は外箱をいう。

(品名)

第3条 規約第3条1の規定による品名の表示の基準は、次のとおりとする。

(1) 食品の性質を表す名称

規約第3条1の(1)の食品の性質を表す名称とは、原料の種類名及び調理の方法を表す名称をいい、一般消費者がその内容を容易に判断できるものでなければならない。

ただし、原料の種類名及び調理の方法を表す適切な名称を付することが困難なものにあっては、主要部分に商品名を示し、その同一視野内に内容物及び調理の方法について一般消費者が容易に判断することができる絵若しくは写真又は説明文を表示することにより、当該商品名を品名として差支えない。

(2) 別表1に掲げる品名については、それぞれ当該品名の基準に従って品名を表示する。

(主要部分)

第4条 規約第3条1の(1)の主要部分とは、印刷缶又は包装紙に表示されたブランド名、絵等から見て容器包装の表面の中心と見られる部分（以下「中心部分」という。）を中心に同一視野に入る部分であって、主要部分の面積は、円筒形の容器包装にあっては、缶胴の中心部分の中心線から左右20%ずつの垂直の面積の部分、四角形の容器包装にあっては一つの面の全部、その他の容器包装にあっては中心部分と同一平面の範囲に属する部分をいう。

(原料の品種)

第5条 規約第3条1の(2)の規定により原料の品種によって、品位に明らかな差があるものであって、原料の品種の表示を必要とするものは、別表2のとおりとする。

2 規約第3条1の(3)の規定により、品種名を表示しようとするときは、公に認められた名称をもって示すこと。

(形、色、状態等)

第6条 規約第3条1の(2)の規定により内容物の形、色、状態等の形状が標準品に比し、一般的でないもの又は品位に差があるものであって、形等の表示を必要とするものは、別表3のとおりとする。

2 規約第4条第2項の規定により内容物の名称が異なる複数の食品缶詰の容器包装に同一又は類似の形、色、状態等の表示をしようとするときは、別表4

のとおりとする。

(原材料)

第7条 規約第3条2の原材料とは、主原料、副原料及び調味料をいう。ただし、原材料のうち野菜には、まつたけ、しいたけ、しらたき、豆腐、海そう類、その他これらに類するものを含む。

(原材料の種類名)

第8条 規約第3条2の規定により、原材料の種類名を多いものの順に示すほか、異質の原材料を配合した場合は、同種類ごとにグループ別に示し、グループ内の種類は多いものの順に示すこと。また、畜肉味付及びニューコードミート又はニューコンミートにあつては、原料肉の種類名を多いものの順に示すこと。

(原料の配合割合)

第9条 規約第3条4の(1)の規定による原料の配合割合の表示の基準は、次のとおりとする。

水産物又は畜産物の野菜煮の水産物又は畜産物の重量の割合の表示の基準は、別表5の1のとおりとする。

2 規約第3条4の(2)の規定による原料の配合割合の表示の基準は、次のとおりとする。

(1) 品名をフルーツみつ豆と示すものの果実及び赤えんどうの重量の配合割合の表示の基準は、別表5の2のとおりとする。

(2) えのきたけ味付であつて、内容量に対する固形分比率の表示の基準は、別表5の3のとおりとする。

(甘味料)

第10条 規約第5条の規定により、糖度の表示の基準を次のとおり定める。

果実缶詰のうち使用甘味料が砂糖類のみのものにあつては、糖度の区分の名称を別表6に掲げる基準により表示するものとする。

(内容個数等)

第11条 規約第5条の規定により内容個数又は内容物の大きさの表示の基準を次のとおり定める。

内容個数又は内容物の大きさを記載する必要があるもの及びその表示の方法は、別表7のとおりとする。

(使用の方法及び使用上の注意)

第12条 規約第5条の規定により使用の方法を次のとおり定める。

(1) 喫食の際、加温、希釈等を行う必要があるものにあつては、使用の方法の説明を表示すること。

(2) 開缶後の保存方法等の説明の表示を必要とするものにあつては、その旨を表示すること。

(図 柄)

第13条 規約第5条の規定により図柄の表示の基準を次のとおり定める。

内容物を表す図柄は、内容物の形、色、状態等を適切に表示するものでなければならない。ただし、規約第3条1の(2)及び(3)の規定により、内容物の形、色、状態等を表す適切な用語が示されているものであつて、一般消費者に誤認をあたえるおそれのない場合は、原料の原形を表す図柄を示すことができる。

(特選等)

第14条 規約第4条2の規定により特選等の文言の表示のできるものは、当該商品の品質が、全国食品缶詰公正取引協議会で定める基準により、一般財団法人食品環境検査協会が検査の結果、平均点が4.0点以上であって、2点又は1点の項目のないものとする。ただし、用語については、別に定めるもの以外は「特選」に限る。

2 日本農林規格で定める等級の基準に従い内容物の品位を表示するものにあつては、前項の規定にかかわらず当該基準により示すことができる。

(一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示)

第15条 規約第6条第3項に規定する「自己の供給する食品缶詰の取引について行う表示であつて、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難である表示」とは、事業者が自己の供給する食品缶詰の取引について行う表示であるにもかかわらず、当該表示であることを明瞭にしないことにより、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難となる表示をいう。

別表1 品名

品名	基準
かに	1. 「たらばがに」、「ずわいがに」、「けがに」、「はなさきがに」等品種名により示すこと。 2. 調理方法のうち「水煮」の表示は省略することができる。
もも	「白桃」又は「黄桃」の別を示すこと。
ぶどう	「マスカットオブアレキサンドリヤ」、「ネオマスカット」、「巨峰」等品種名により示すこと。
さけ・ます水煮	1. 「べにざけ」、「ぎんざけ」、「ますのすけ」、「からふとます」、「しろざけ」及び「さくらます」と示すこと。 ただし、商品名を「〇〇のさけ」と示すものにあつては、商品名にそれぞれの品名を併記し、かつ、ますのすけ、からふとます及びさくらますにあつては原料魚種名の説明を記載すること。 2. 調理方法のうち「水煮」の表示は省略することができる。
さけ・ます野菜煮	べにざけ、ぎんざけ、ますのすけ、からふとます、しろざけ又はさくらますと筍等とを配合したものであつて商品名を「さけたけ」等と示すものにあつては、商品名に「べにざけ筍味付」、「ぎんざけ筍味付」、「ますのすけ筍味付」、「からふとます筍味付」、「しろざけ筍味付」又は「さくらます筍味付」等と品名を併記し、かつ、ますのすけ、からふとます及びさくらますを使用したものにあつては原料魚種名の説明を記載すること。
えび	調理方法のうち「水煮」の表示は省略することができる。
果実	調理方法のうち「糖液づけ」の表示は省略することができる。
野菜	調理方法のうち豆類（えんどうを除く。）以外の野菜にあつては、「水煮」の表示は省略することができる。

ジャム類	<p>「ジャム」、「ミックスジャム」、「マーマレード」及び「ゼリー」の別を示すこと。ただし、ジャムのうち、ベリー類（いちごを除く。）の果実を原料とするものにあつては全形の果実、いちごの果実を原料とするものにあつては全形又は2つ割りの果実、ベリー類以外の果実等を原料とするものにあつては5ミリメートル以上の厚さの果肉等の片を原料とし、その原形を保持するようにしたものについて、ジャム及びミックスジャムの文字の次に括弧を付してプレザーブスタイルと示すことができる。ミックスジャムにあつては、1種類の果実の配合割合が60パーセント以上の場合、当該果実名を示して、商品名を「○○○ミックスジャム」、30パーセント以上60パーセント未満の場合にあつては、ミックスジャムの次に括弧を付して当該果実入り「ミックスジャム（○○○入り）」と示すことができる。</p>
えのきたけ味付	<p>えのきたけ味付にあつては、主要部分に、8ポイント以上の肉太の活字で「えのきたけ味付」と示すこと。ただし、缶又はびんの胴の面積がおおむね100平方センチメートル以下のものにあつては、7ポイント以上の肉太の活字で示すことができる。</p>
フルーツカクテル	<p>黄もも、洋なし、パインアップル及びぶどう又はさくらんぼを含む混合果実にあつては、「フルーツカクテル」と示すことができる。</p>
畜肉味付野菜煮	<p>馬肉を用いたもの又は馬肉に牛肉を2割未満混用したものにあつては「馬肉使用」、馬肉に牛肉を2割以上混用したものにあつては、「馬肉・牛肉使用」という文言を9ポイント（ツナ3号缶・3号ポケット缶以下の容器にあつては8ポイント）活字以上の肉太の文字で品名に併記する場合は品名を「肉味付」、「肉野菜煮」又は「野菜煮（肉入り）」と示すことができる。ただし、ここでいう牛肉には脂肪のみのかたまりは含まない。</p>
コーンドミート	<p>牛肉（脂肪のみのかたまりは除く。）のみを詰めたものにあつては「コンビーフ」、それ以外の食肉を詰めたものにあつては「コーンドミート」という。ただし、馬肉に牛肉を併用したもの（牛肉の重量が牛肉及び馬肉の合計重量の2割以上のものに限る。）にあつては、「ニューコーンドミート」又は「ニューコンミート」と示すことができる。</p> <p>なお、表示する際は商品名に近接した箇所に、商品名の高さの2分の1以上の高さであつて、かつ、9ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、使用した食肉の名称を記載すること。ただし、商品名に使用した食肉の名称を記載している場合は省略することができる。</p>
いわし	<p>いわし水煮、いわし味付又はいわしトマトづけであつて、せぐろいわしを用いたものにあつては、原料が「せぐろいわし」であることを明らかにして、「いわし」と示すことができる。</p>

別表2 原料の品種

品名	基準
まぐろ水煮・油づけ	びんながまぐろを用いたものにあつては「ホワイトミート」又は「ホワイトツナ」、その他のまぐろを用いたものにあつては「ライトミート」又は「ライトツナ」と示すこと。
貝柱水煮・味付	「帆立貝」、「平貝」の別を示すこと。
洋なし	ラフランスにあつては「ラフランス」と示すこと。
和なし	廿世紀にあつては「廿世紀」と示すこと。

別表3 形、色、状態等

品名	基準
さけ・ます水煮	小片に切断した肉にあつては「小片肉」と示すこと。
まぐろ・かつお水煮・油づけ・味付	ほぐした肉にあつては「チャンク（ほぐし肉）」、くずれた肉にあつては「フレーク」と示すこと。
さば・さんま油づけ	三枚におろしたものにあつては「フィーレー」と示すこと。
マッシュルーム	全形のものにあつては「ホール」、くきを除いたものにあつては「ボタン」、ホール又はボタンを縦に薄切りにしたものにあつては「スライス」、ホール又はボタンを任意の大きさに切断したものにあつては「ランダムスライス」、ホール又はボタンを4等分したものにあつては「クォータ」、かさ及びくきを不規則に切断したものにあつては「ピース・ステムス」と示すこと。
アスパラガス	1 ホワイト又はホワイト・グリーンチップド若しくはグリーンの別を示すこと。 2 頭部つきのどん茎のうち9.5センチメートル以上15センチメートル未満のものにあつては「スピアー」、4センチメートル以上9.5センチメートル未満のものにあつては「チップ」、頭部を付け又は付けないで2センチメートル以上6センチメートル以下に切断したものにあつては「カット」、そのうち頭部つきが全個体数の20パーセント以上（ただし、3センチメートル以下のものにあつては10パーセント以上）含むものにあつては「カット・ヘッド」と示すこと。
なめこ	つぼみにあつては「つぼみ」、開きにあつては「開き」と、9ポイント以上の大きさの肉太の活字で示すこと。
みかん	果皮を除去したままのものにあつては「丸みかん」、切損し若しくはつぶれた果肉粒にあつて、原形の2分の1以上の果肉粒にあつては「身割れ」又は「ブローケン」、身割れ以外の小切れにあつては「小片」、パルプ状の細片にあつては「じょうのう片」と示すこと。
もも・洋なし・和なし	四つ割りにあつては「四つ割り」、六つ割り以上に切断したものにあつては「薄切り」、形と大きさが不揃の小切れにあつては「小片」、原形の洋なし及び和なしにあつては「全形」、丸ももにあつては「全形」又は「丸もも」と示すこと。

りんご	原形のものにあつては「全形」、六つ割り以上に切断したものにあつては「薄切り」、輪切りにしたものにあつては「輪切り」と示すこと。
さくらんぼ	全形のこう付にあつては「全形（こう付）」又は「全形（枝付）」と示すこと。
あんず	全形の皮付きにあつては「全形（皮付）」又は「丸あんず（皮付）」と示すこと。
パイナップル	円筒状のものにあつては「全形」又は「ホール（全形）」、輪切りのものにあつては「輪切り」又は「スライス（輪切り）」、二つ割りのものにあつては「二つ割り」又は「ハーフ（二つ割り）」、四つ割りのものにあつては「四つ割り」又は「クォーター（四つ割り）」、くさび状のものにあつては「くさび形」又は「チビット（くさび形）」、細長いものにあつては「縦割り」又は「スパイク（縦割り）」、角柱状のものにあつては「角柱形」又は「チャンク（角柱状）」、立方形状のものにあつては「立方形」又は「キューブ（立方形）」、不定形に破碎したものにあつては「不定形」、大きさが不揃いの弧状のものにあつては「身割れ」又は「ブローケン（身割れ）」、形と大きさが不揃いの小切れにあつては「小片」又は「ピース（小切れ）」と示すこと。
1 種類の果実（みかん、もも、洋なし、和なし、りんご、パイナップル、さくらんぼ及びあんずを除く。）	原形の果肉にあつては「全形」又は「丸〇〇」、かんきつの果肉粒の原形にあつては「全果粒」、切損し若しくはつぶれた果肉粒であつて原形の2分の1以上の果肉粒にあつては「身割れ」、二つ割りにあつては「二つ割り」、四つ割りにあつては「四つ割り」、六つ割り以上に切断したものにあつては「薄切り」、立方状のものにあつては「立方形」、形と大きさが不揃いの小切れにあつては「小片」と示すこと。
畜肉味付	小間切れ肉を詰めたものにあつては「小肉片」と示すこと。
たけのこ	全形のものにあつては「全形」、縦に二つに切断したものにあつては「割」、欠損しているものにあつては「傷」、先端部のみのものにあつては「先」、輪切り状に切断したものにあつては「切」、薄く切断したものにあつては「薄切り」、節間がいちじるしく長い全形のものにあつては「筒」と示すこと。
グリーンピース	乾燥豆を使用したものにあつては、品名の文字の2分の1以上の大きさの文字で「もどし豆」と示すこと。
スイートコーン	粒状のものにあつては「ホールカーネル」、クリーム状のものにあつては「クリームスタイル」と示すこと。
1 種類の野菜（マッシュルーム、アスパラガス、なめこ、たけのこ、スイートコーンを除く。）	缶又はびんの高さに適合する長さに切断したものにあつては「筒切り」、薄く切断したものにあつては「薄切り」、細かく刻んだものにあつては「千切り」、任意の形及び厚さに切断したものにあつては「乱切り」、一定の長さ又は厚さに切断したものにあつては「カット」、不定形に破碎したものにあつては「不定形」と示すこと。

別表4 形、色、状態等

品名	基準
かつお水煮又はかつお油づけ	「ライトミート」又は「ライトツナ」と表示することができる。この場合において、かつお水煮である旨又はかつお油づけである旨を缶胴の中心部分の中心線から左右20%ずつの垂直の面積の部分、四角形の容器包装にあっては一つの面の全部、その他の容器包装にあっては中心部分と同一平面の範囲に属する部分の範囲内の箇所に明瞭に示すこと。

別表5 原料の配合割合

品名	基準
1 (1)水産物と野菜の混合煮	品名で水産物野菜煮である旨を示すものにあつては、固形物に対する水産物の重量の百分比は次のとおりとし、この旨を示すこと。 配合する野菜が1種類の場合 水産物40パーセント以上 ただし、さけ類にたけのこを配合した場合 魚肉60パーセント以上 配合する野菜が2種類以上の場合 水産物30パーセント以上
(2)畜産物（鯨肉を含む）と野菜の混合煮	品名で畜産物野菜煮である旨を示すものにあつては、固形物に対する畜産物の重量の百分比は次のとおりとし、この旨を示すこと。 配合する野菜が1種類の場合 肉30パーセント以上 配合する野菜が2種類以上の場合 肉20パーセント以上 品名で野菜煮（肉入り）である旨を示すものにあつては、固形量に対する畜産物の重量の百分比は次のとおりとし、この旨を示すこと。 配合する野菜が2種類以上の場合 肉10パーセント以上
2 フルーツみつ豆	固形量に対する果実及び赤えんどうの重量の百分比は次のとおりとし、この旨を示すこと。 果実 25パーセント以上 赤えんどう 5パーセント以上
3 えのきたけ味付	えのきたけ味付にあつては、内容量に対する固形分比率を10パーセント刻みで区分し、「固形分」及び「%」の文字は9ポイント以上、固形分を示す数字は14ポイント以上の大きさの肉太の活字で「固形分〇〇%以上」と示すこと。

別表6 糖度

品名	基準
果実糖液づけ	製品糖度の区分の名称に該当するシラップの砂糖用屈折計示度は次のとおりとする。 エキストラライト 10パーセント以上14パーセント未満 ライト 14パーセント以上18パーセント未満 ヘビー 18パーセント以上22パーセント未満 エキストラヘビー 22パーセント以上

別表7 内容個数

品名	基準
いわし油づけ 焼りんご アスパラガス	内容尾数を示すこと。 内容個数を示すこと。 スパアー、チップにあっては、基部の太さを特大、大、中、小の別又は基部の太さの略号E、L、M、Sとその説明若しくは略号が示す基部の直径を示すこと。太さが不揃いのものには「混合」と示すこと。
なめこ	つぼみにあっては、粒の大きさを大、中、小、特小の別又は粒の大きさの略号L、M、S、Tとその説明若しくは略号が示すかさの直径を示すこと。開きにあっては、粒の大きさを大、中、小の別又は粒の大きさの略号J、E、Pとその説明若しくは略号が示すかさの直径を示すこと。つぼみ、開きともに粒の大きさが不揃いのものには「混合」と示すこと。
みかん	全形のものにあっては内容個数、全果粒にあっては果粒数又は大粒、中粒、小粒の別若しくは果粒の大きさの略号とその説明を示すこと。大きさが不揃いのものには「混合」と示すこと。
パインアップル 1種類の果実（みかん、パインアップルを除く。）	輪切り及び二つ割りにあっては内容個数を示すこと。 全形及び全果粒のかんきつにあっては、果粒数又は大粒、中粒、小粒の別若しくは果粒の大きさの略号とその説明、かんきつ以外の二つ割りのものには、果肉数又は大、中、小の別若しくは果肉の大きさの略号とその説明を示すこと。大きさが不揃いのものには「混合」と示すこと。りんごの輪切りにあっては内容個数を示すこと。
たけのこ	全形にあっては、大、中、小、特小の別又は大きさの略号L、M、S、Tとその説明若しくは略号が示す内容個数を示すこと。大きさが不揃いのものには「混合」と示すこと。
油あげ	内容枚数を示すこと。
たけのこ大型缶詰	全形にあっては大、中、小の別及び内容個数、傷にあっては大、中、小の別、先、切にあっては大、小の別を示すこと。全形、傷、先、切ともに大きさが不揃いのものには「混合」と示すこと。
グリーンピース	粒の大きさを大、中、小の別又は粒の大きさの略号L、M、Sとその説明若しくは略号が示す粒径を示すこと。粒の大きさが不揃いのものには「混合」と示すこと。
マッシュルーム	ホール及びボタンにあっては、粒の大きさを特大、大、中、小、特小、極小の別又は粒の大きさの略号G、L、M、S、T、mとその説明若しくは略号が示すふるい目の大きさを示すこと。

(附則)

- 1 この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。
- 2 この規則の変更の施行の日前に事業者が行った表示については、なお従前の例によることができる。